

卒業・修了後の在留資格について

卒業・修了予定の留学生各位へ

卒業・修了後帰国せず、日本に就職または就職活動が続ける場合は、

[留学]→[技術・人文知識・国際業務]もしくは[特定活動]への変更が必要となります。

※[留学]のまま日本に滞在することは出来ません。

[技術・人文知識・国際業務] 就職する（予定）

[特定活動] 就職先が決まらずに卒業後も継続して就職活動を行う

6カ月間日本に滞在可能（更新は1回、最長1年間）

[特定技能]

変更に必要な書類等は次の通りです。

●[技術・人文知識・国際業務]へ変更する場合

- ・卒業証明書（卒業見込証明書）とともに雇用契約書等が必要ですので、就職先へ相談してください。

●[特定活動]へ変更する場合

- ・在留資格変更申請書
- ・卒業証明書または卒業見込証明書
- ・滞在期間の経費支弁能力が証明できるもの（残高証明書または銀行通帳コピー）
- ・推薦状※¹（大学発行）
- ・継続して就職活動を行っている根拠資料※²
- ・在留カード
- ・パスポート

●[特定技能]へ変更する場合

- ・就職業界により必要書類が異なるので、出入国在留管理局及び就職先へ相談してください。

※1：指導教授等との面談が必要です。余裕を持って事前に教務課まで相談ください。

※2：就職活動を行っている企業のパンフレット、企業担当者の名刺、試験案内、不採用（採用）通知等、就職活動を行っていることが明らかになる資料
なお、在学中に就職活動をせず卒業後に就職活動をスタートする場合は、[特定活動]への変更対象とならないので注意してください。

★現在、コロナ感染症の影響により、帰国準備にいつもより時間がかかることが予想されるため、帰国の場合は早めに準備を進めてください。帰国が困難な場合は帰国困難の合理的な理由を証明できる資料をもって、出入国在留管理局まで相談ください。

以 上